

# ひとり親家庭のために

ひとり親家庭の生活を支援するために、様々な制度があります。

## 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもや、父又は母に一定の障害があって子どもを育てている方、あるいは父母にかわってその子どもを養育している方に支給される手当です。

本人や扶養義務者の所得、公的年金の受給により制限があります。

◇手当て（月額） ※年度により手当額が変更になる場合があります。

○児童1人の場合

全額支給：42,000円 一部支給：41,990円～9,910円（平成27年度）

○児童2人以上の加算額

2人：5,000円 3人目以降1人につき：3,000円

【申請に必要なもの】印鑑、戸籍謄本、住民票、年金証書等

問い合わせ：子育て支援課 581-7738

## ひとり親家庭等医療費

母子・父子家庭などの母、父、養育者と、18歳に達した日の属する年度の3月末日までの児童または20歳未満で一定以上の障害のある児童が医療にかかった場合、支払った保険診療費の一部を助成しています。本人や扶養義務者の所得により制限があります。

【申請に必要なもの】印鑑、健康保険証、戸籍謄本、住民票等

問い合わせ：子育て支援課 581-7738

## ひとり親家庭児童就学支度金

中学校に入学予定の児童を養育している、町民税非課税世帯の母子・父子家庭、または父母のいない児童を養育している方に、お子さんの入学準備に必要な経費の一部が助成される制度です。

【申請に必要なもの】非課税証明書（転入者）、申請者本人名義の振込口座

問い合わせ：子育て支援課 581-7738

## 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸し付け

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金を貸し付ける制度です。修学資金、修業資金、就職支度金及び就学支度資金などがあります。詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

【申請に必要なもの】印鑑、戸籍謄本、納税証明書等

問い合わせ：子育て支援課581-7738  
北部福祉事務所0495-22-0101